

大地震などの災害時、ご自身で避難することが困難な方へ

「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」

のご案内

<同封書類のご案内>

- ①申請書
- ②案内文（本紙）
- ③記入例

<返信用封筒のご案内>

- ④返信用封筒
- ※同封書類①～③が入っている封筒が返信用封筒になっております。

「避難行動要支援者名簿」とは？

「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿です。登録対象者は裏面の「5 本申請に関するQ&A」Q4をご覧ください。災害時（震度5弱以上の地震が発生した時等）には、名簿に登録した情報を活用し、地域全体で避難行動要支援者の安否確認、避難支援を行います。

「個別避難計画」とは？

「個別避難計画」とは、発災時に「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ決めておく計画です。避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、個別避難計画を作成することに同意する方のみ作成します。作成した個別避難計画は、区・本人および避難支援者で共有し、災害に備えます。

1 申請事項について

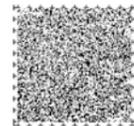
(1)「避難行動要支援者名簿」の登録に係る事項（①申請書 1ページ）

本申請は、新たに避難行動要支援者名簿へ登録を希望する方・既に登録されている情報を変更したい方のための申請書です。

登録する情報を外部の関係機関に提供することへの同意確認、身体状況等のご登録（ご変更）を頂くことで、名簿に記載する情報を整備し、災害に備えます。

(2)「個別避難計画」の作成に係る事項（①申請書 2ページ）

個別避難計画を作成することについての同意をいただき、避難先・避難支援者等をあらかじめ決めて申請してください。申請いただいた内容に基づき、区で「個別避難計画書」を作成します。個別避難計画をご自身やご家族等、身近な方で作成することが難しい場合、ケアマネジャーや相談支援専門員、地域包括支援センター職員等が作成の支援を行います。作成支援を必要とした場合には、区・本人および避難支援者に加えて作成支援者にも個別避難計画書を共有します。



2 申請方法について

以下、A・Bのいずれかの方法で申請してください。

- A ご自宅のパソコンやスマートフォンから申請する場合
パソコンまたはスマートフォンから申請フォーム
(<https://logoform.jp/f/DNAd4>)
に接続し、インターネット上から申請します。
この場合、同封の①申請書、④返信用封筒は使用しません。



- B 同封の①申請書を用いて申請する場合
③記入例を参考にしながら、①申請書に必要事項をご記入のうえ、
④返信用封筒に入れて区に返送します。切手は不要です。



3 申請情報を基に避難行動要支援者名簿・個別避難計画書を作成します

【避難行動要支援者名簿記載事項】

氏名、性別、生年月日、住所、本人連絡先、緊急連絡先、身体状況、支援が必要な理由、暮らしの状況、避難に必要なもの など

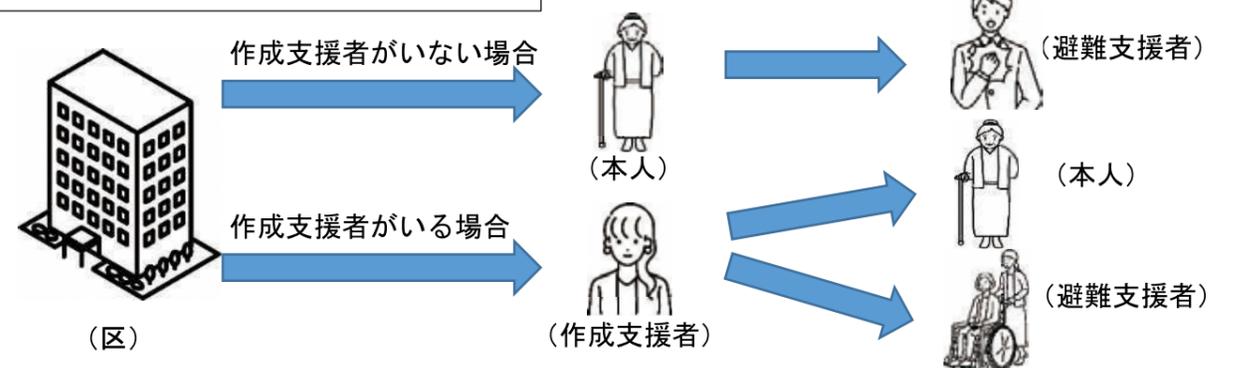
【個別避難計画書記載事項】

【避難行動要支援者名簿記載事項】に加え、
避難先、避難支援者、作成支援担当のケアマネジャー・相談支援専門員等、自宅から避難先までの危険箇所・注意点、利用している介護・障害福祉サービス

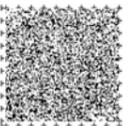
<個別避難計画書イメージ>



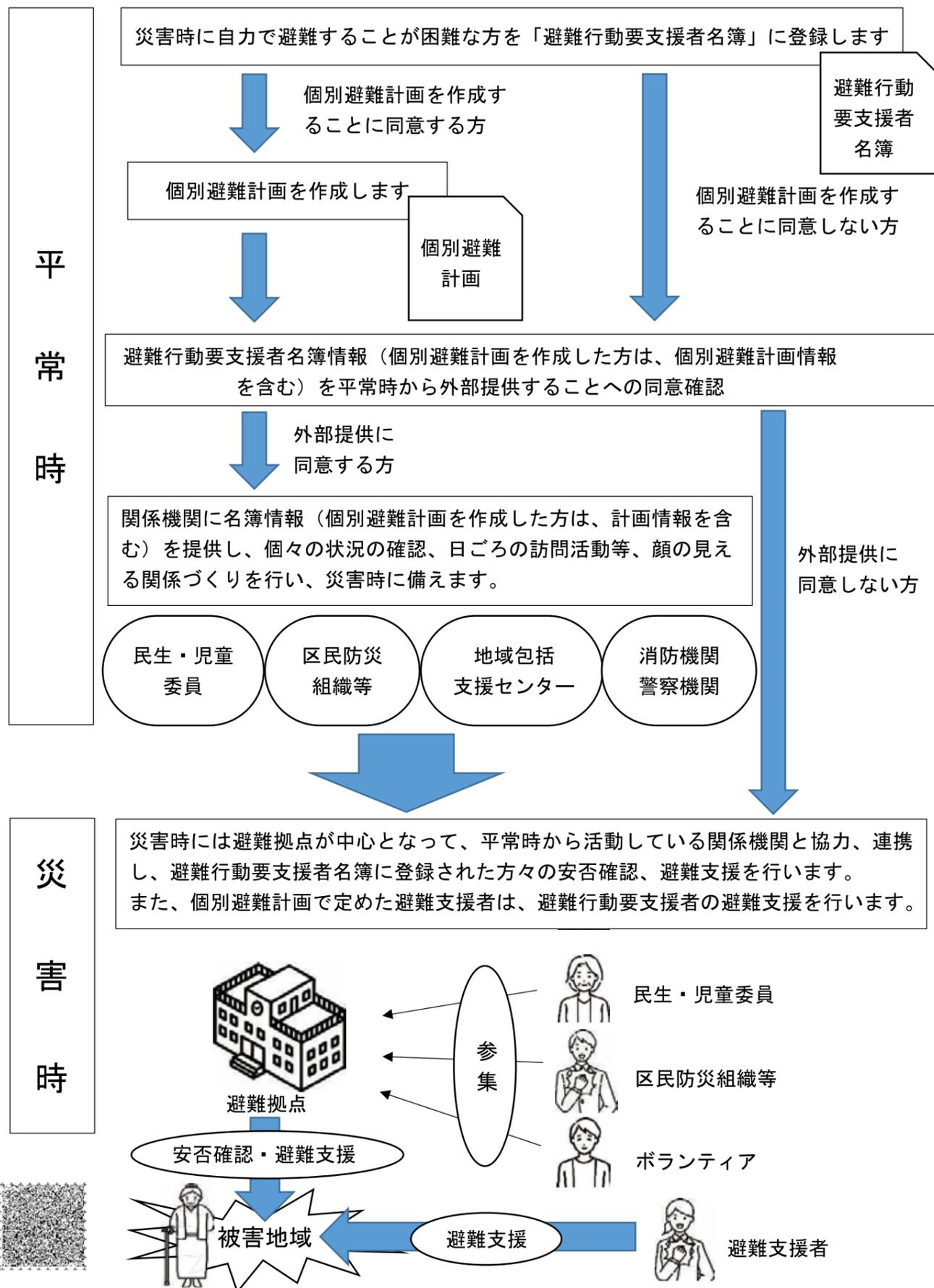
【個別避難計画書共有の流れ】



※完成した個別避難計画書は、区からご本人様宛てに避難支援者分も含めて郵送します。届きましたら、必ず避難支援者にお渡しください。なお、作成支援者がいる場合は、作成支援者宛てにご本人様分も含めて郵送します。作成支援者からご本人様と避難支援者にお渡しします。



4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の活用イメージ



5 本申請に関するQ & A

- Q 1. 外部提供に同意するとどうなるのですか？
- A 1. 平常時から、お住まいの地域を担当する民生・児童委員、区民防災組織等（防災会など）、地域包括支援センター、消防機関、警察機関に名簿（個別避難計画の情報含む）を提供します。関係機関では、提供された情報に基づき、あらかじめ地域の避難行動要支援者の把握、個々の状況の確認、避難訓練等、災害に備えたそれぞれの活動に活用します。
- Q 2. 作成支援とは具体的にどのようなことをしてもらえるのですか？
- A 2. 担当のケアマネジャーや相談支援専門員等がご自宅を訪問し、ご本人様の状況をお聞きしながら、避難計画をご本人様と一緒に決めていきます。また、決めた計画内容をご本人様に代わって区に報告します。
- Q 3. 個別避難計画を作成した場合、計画書はいつ頃送られてくるのですか？
- A 3. 区が申請を受理した日から1か月程度で発送する予定ですが、作成が混みあう時期には、最大で3か月程度かかります。
- Q 4. 避難行動要支援者名簿にはどのような方が登録されるのですか？
- A 4. 自宅にお住まいの方で「災害時に自力で避難することが困難な方」を登録しています。具体的には、①介護保険の要介護3以上の認定を受けている方、②身体障害者手帳（1級～2級）をお持ちの方、③愛の手帳（1度～4度）をお持ちの方、④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、⑤①～④に準ずる方で名簿登録を希望する方が対象となっています。なお、①～④に該当する方は、区で自動的に登録しています。
- Q 5. 現在、施設に入所中なのですが、どうすればよいですか？
- A 5. 施設に入所中の方や長期入院中の方は、災害発生時には施設や病院での対応となりますので、避難行動要支援者名簿の登録対象外となります。
- Q 6. 震度5弱以上の地震が発生した場合は、必ず個別避難計画で定めた避難先に避難する必要がありますか？
- A 6. 地震が起こったとしても、自宅や周辺に火災の心配がなく、また建物倒壊の恐れがない場合には、個別避難計画で定めた避難先に行く必要はありません。ご自宅でもあらかじめ食料等を備蓄しておきましょう。



＜問い合わせ先＞
 練馬区 福祉部 管理課 福祉防災・システム係
 電話：03-5984-1337

